

<裁判例 No.4 >

東京地裁平成21年2月23日

【出典】

LLI/DB 判例秘書登載（判例番号 L06430097）

【取引類型】

株式信用取引等

【原告の属性】

原告は昭和19年生まれの女性（本件取引開始時は平成11年、55歳）。高校卒業後、結婚して専業主婦となり、特に職歴はなく、本件取引時も無職であった。本件取引開始時まで、株式や債券など約3年8か月の取引経験があり、7か月ほど信用取引の経験もある。

【違法要素】

適合性原則違反→×

説明義務違反→×

断定的判断の提供→×

実質的一任売買→×

手仕舞拒否、損失拡大防止義務違反（指導助言義務違反）→○

過当取引防止義務違反→×

【指導助言義務に関する判示】

証券会社は、顧客との契約上の義務として、顧客から手仕舞い要求があった場合にはこれに応じる義務があることはいうまでもない。また、原告が損失拡大防止義務として主張するところの趣旨は必ずしも明らかではないが、前記ア（イ）のとおり、証券会社とその顧客との契約関係においては、証券会社において証券取引法の規定をはじめとする各種法規制を遵守して取引がされることが信義則上求められ、また、当事者間の契約の当然の前提とされているものと解される場所、証券取引法は、顧客に対する誠実公正義務（33条）及び適合性の原則（43条1号参照）を規定し、取引内容の説明義務（前記イ（イ））等の各種義務があると認められることからすれば、顧客の属性及び取引の状況に照らし、当該取引については手仕舞いをするのが相当と認められる場合においては、顧客から明示の申出がなかったとしても、証券会社は、契約上の付随義務として、顧客に対し、手仕舞いをするように助言・指導し、その損失の拡大を防止するように行動すべき義務があると解するのが相当である。損失拡大防止義務に係る原告の主張は、前記イの説明義務や後記カの指導助言義務と

重複する部分があるものの、上記のような場面において生ずる義務として認めることができる。

そして、被告が上記各義務に違反した場合には、債務不履行を構成するものと認めるのが相当である。

ところで、認定事実によれば、原告は、平成12年3月に株価が急落し始めたところから自宅マンションのローンが残っていることを口にするようになり（認定事実（3）エ）、そのため、その後の取引は、無理をしてでも損失を取り返そうとしていたものと認められる（認定事実（4）アないしキ）ところ、Bにおいても、そのような原告の状況を認識し、原告に信用取引を継続させるべきではないと考えていたにもかかわらず、原告の求めに応じ損失回復のための提案をしたこと（認定事実（4）ア、イ）が認められ、また、Cにおいても、原告から値動きの大きい銘柄の提案を求められ、株価が高騰又は急落する危険のある銘柄を提案していること（認定事実（4）エ、キ）が認められる。

B及びCの上記対応は、原告の損失回復の意向に基づくものではあるが、平成12年3月の株価急落の状況からすれば、原告の求めるような損失の回復が容易に実現するものではなく、大きな利益を得るために危険性の高い銘柄の取引をすれば、大きな損失を被る可能性が高いことは、両名とも十分に承知していたものというべきである。そして、同月末の時点において、Bは、原告から、自宅マンションのローンが残っていることを聞いており、また、その時点においては、原告の預かり金が相当額残存していたこと、そして、その後の取引について原告に冷静かつ合理的な判断をすることを期待するのが困難な状態であったと認められることからすれば、上記時点において、Bには、**原告に対し、本件取引を終了させるように助言し、原告の損失拡大を防止すべき契約上の付随義務が生じていたものというべき**である。

それにもかかわらず、**Bは、原告に対し、自宅マンションのローン返済方法や原告のその他の資産状況について確認するなどした様子はいかかわらず、原告の求めに応じて、不適切な取引を継続したものといわざるを得ない。**また、Bを引き継いだCにおいても、**引継時点において直ちに取引を終了させるべきであったのに、不適切な取引を漫然と継続させたものといわざるを得ない。**B及びCの上記対応は、**損失拡大防止義務の履行を怠ったものであり、その結果、原告の損失を拡大させたものと認めざるを得ない。**

そうすると、被告が、平成12年4月以降、原告に本件取引を継続させたことは、本件取引に係る契約に付随する損失拡大防止義務に違反するものとして、被告の債務不履行を構成するものと認められる。

【指導助言義務の発生根拠】

契約上の付随義務（信義則？）

【過失相殺】

0%

証券取引は投資家が自己の判断と責任で行い、取引の開始、終了の判断、投資対象の判断等も自らの責任において行うべきものであるところ、上記の取引継続については、被告に損失拡大防止義務違反が認められるものの、原告の損失回復の意向が強かったことが被告の担当者において取引を継続させた要因になっているものと認められるから、上記損害の発生については、原告自身の意向が相当程度寄与しているものといえることができる。

しかしながら、上記被告の債務不履行の本質は、一定の状況に至った場合に、冷静かつ合理的な判断をすることができない顧客が損失を拡大することを防止するという義務を尽くさなかったことにあるから、本件において、上記義務違反によって生じた損害について原告の言動を考慮してこれを減額することは相当ではないと解される。したがって、上記損害額について過失相殺による減額はしないこととする。

【メモ】

指導助言義務違反と同旨のものとして損失拡大防止義務違反を認めた。

違法要素として指導助言義務違反のみを認めており、指導助言義務を論じる意義が大きい事案。

取引の開始時点における違法要素は認めておらず、取引開始後も、業者の手数料稼ぎ目的は否定しているが、損害の拡大についての義務違反（指導助言義務違反）を認めた。

損失の拡大は、原告の意向に基づく取引の継続によるものだが、冷静で合理的な判断が出来ない状況にあったことから、業者側の責任を肯定している。

過失相殺をしていない点に注目。